

## 統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第3回） 議事概要

1 日 時 平成22年7月26日（月）10：30～12：15

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室

3 出席者

### 【委員】

阿藤委員（座長）、安部委員、井伊委員、椿委員、津谷委員、樋口委員、廣松委員

### 【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省統計情報部、国土交通省総合政策局、東京都統計部、神奈川県統計センター

### 【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑同室調査官、神同室主査、  
浜東総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官

4 議事次第

- （1）各府省書面回答による報告内容の確認について
- （2）基本計画部会第2ワーキンググループの意見書について
- （3）その他

5 議事概要

- （1）各府省書面回答による報告内容の確認について

資料1及び資料2に基づき、各府省から提出された書面回答事項に関する確認を行った。  
委員の主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

ア 暮らし方の変化に対応した統計の整備について（資料2、40頁）

- 「統計の品質評価に関するWG」において、結果の精度に関する事項の表示方法などを検討しているとのことだが、この政府レベルでの検討結果を受けて、厚生労働省でも国民生活基礎調査の達成精度や回収率の表示方法について、今後、検討する可能性があるということか。  
その方向で考えている。
- 国民生活基礎調査については、特に回収率などに問題があると理解しているが、これら課題について、厚生労働省では検証する予定はないのか。

統計委員会の答申において「今後の課題」として整理されているところでもあり、有識者を交えた研究会を設置し、今年度中に非標準誤差に関する推計方法等を検討することとしている。

イ 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備について（資料2、2頁）、グローバル化の進展に対応した統計の整備（資料2、3頁）

- 統計調査としての国勢調査は行政記録情報としての住民基本台帳とクロスチェックしているのか。

結果精度の検証の一環としてクロスチェックは行っているものの、概念や定義が違うため、当該チェックによっても、いずれの地域に何万人の差異があるというような分析を行うことは不可能。

ウ 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備（資料2、43頁）

- 雇用創出・消失に関する把握について、一般労働者とパートは別途労働時間を調査していると思うが、それらの情報を使って換算することについては検討していないのか。

基本計画における当該指摘については、平成21年度から労働政策研究・研修機構において研究をスタートさせたところ。その研究内容としては、

雇用動向調査の調査票データを用いて雇用を増減させた事業所の増加・減少量を推計  
雇用保険データを用いて新設・廃止事業所の労働者比率を推計、

及び を用いて雇用増加減少事業所における増加・減少量を新設・廃止による増加減少（雇用消失）と事業の拡大縮小による増加減少に分離する

という3つのテーマでデータ処理の精緻化に関する研究を進めているところ。

なお、今回、委員から指摘された観点での分析については検討していない。

- 雇用・労働関係統計は、統計相互で労働者人口などに違いがある。また、非正規労働の把握についても調査ごとの定義の違いなどから把握漏れが懸念される。このような状況では、雇用・労働全般を正確に捕らえることはできないので、関係府省（総務省及び厚生労働省）が共同で研究会を実施し、既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を示すとともに、体系的整備に向けた課題整理を行う必要がある。

エ その他（レセプト情報の活用について）（資料2、44頁）

- レセプト情報については、医療費統計や医薬品安全性など様々な分野で二次的利用が期待されているところだが、医薬品安全に関しては、二次的利用に関する敷居が非常に高くなり、レセプトという文言が消えたことと承知している。医療費統計におけるレセプト情報は大変重要な情報源であり、取り組みが後退しないよう要望したい。また、今後の検討状況について報告をお願いする。

今年度中に有識者を集めた検討会を立ち上げるので、そこで2013年度以降の活用方法について明らかになるものと思われる。

- 本年度、医療施設調査や患者調査の諮問があり、これら調査にレセプト情報を活用することは非常に有用なことと考える。そういった状況を考えると、レセプト情報の統計利用の議論は今年度中に行っておく必要があると思うが、本件は意見書に盛り込むべきではないか。第3ワーキンググループでの議論はどのようになっているのか。

第3ワーキンググループでは、府省横断的な対応に関する議論をすることとしており、個別具体的な例について取り上げる予定はない。

行政記録情報の活用は基本計画の中でも重要な課題とされており、個別のワーキンググループで取り上げるのではなく、それぞれのワーキンググループの意見を取りまとめる段階ある基本計画部会で議論すべきではないか。

#### 【阿藤座長のまとめ】

行政記録情報に関する議論は第1、第2、第3ワーキンググループそれぞれで、その取り扱いを議論されているので、今後の基本計画部会で改めて議論していただきたい。

#### オ 一定の検討を行う基幹統計について（資料2、5頁～）

一定の検討を行う基幹統計として掲げられたにもかかわらず、結論として現状維持となった経緯について、ご教示いただきたい。

給与に関わる3統計については、それぞれの行政上の利用が複雑に絡んでおり、項目等の共通化も難しいことから利用者の利便につながらない。一方、船員労働統計については、船員法という個別の法律によって規定されており、調査対象が縮減してはいるものの、その他の労働統計と統合することは困難。

#### （2）第2ワーキンググループ意見書に盛り込むべき意見について（委員提出意見）

資料3に基づき、意見提出の委員（阿藤委員、津谷委員及び樋口委員）から説明の後、委員による意見交換を行った。委員の主な意見は次のとおり。

- 現状、非正規雇用を把握する統計調査については、賃金構造基本統計調査ではパート労働者の学歴が把握されていない一方で、約5年周期で実施されているパートタイム労働者総合実態調査では学歴が把握されているなど、利用上不都合なことがあるので、既存の統計を体系的に充実させる方向での統計整備を検討していただきたい。
- 今、起こっている問題は、非正規雇用や有期雇用など企業としても十分に把握することが出来ていないところをどのように把握するかということで、一方、世帯を対象とした調査も存在するので、これらをどのように組み合わせていくのかといった議論を進めていただきたい。
- 政府統計全体として眺めたときに、今、何が起こっているかが分からないことが多い。既存の統計調査にちょっとした工夫（効果的な項目の追加、サンプリング方法等）を加えることで飛躍的に現状の把握が進むのであれば検討すべき。例えば、世帯調査には雇用や

働き方に関する項目を追加し、一方で、労働関連調査には仕事と家庭の関係や労働者の意識に関する質問を追加することで、双方とも有用性が増すのではないか。

【阿藤座長のまとめ】

基本計画の策定時には、教育・学歴と雇用の問題は重要との指摘があり、なるべく多くの調査で学歴の把握が出来るようにとの提言があったところであり、そういった観点も含めた体系的な整備を進めるべきと理解。

- 人口・労働、社会の把握に関して、既存の統計調査は戦後（昭和 20 年代以降）の時代背景を前提として整備されたものが多く、今現在、社会的に問題となっている非正規の問題などを分析しようとしても派遣労働者の給与は物件費に計上されており、従来の賃金として把握することが出来ない。このような新しい分野を把握しにくい状況は、産業統計でも同様に見られるので、今後、基本計画の進捗を審査する上での基本的な問題意識として、基本計画部会として共有する必要がある。

【阿藤座長のまとめ】

このような問題意識については、是非とも基本計画部会でもしっかりと共有していただきたい。

(3) 第2ワーキンググループの意見書について

資料4に基づき、阿藤座長から「第2ワーキンググループ意見書(素案)」の提案があり、その後、委員による意見交換を行った。なお、意見書(素案)については、本日の意見交換の結果を踏まえて字句修正した後、意見書(案)として次回会合において示されることとなった。委員及び関係府省からの主な意見は次のとおり。

- 日本の貧困率がOECD諸国の中で非常に高いとの報道がされているが、算出に当たって使用する統計調査によっては貧困率が変わってくるという研究結果もある。別添2の3ではワーキング・プア問題や所得への言及があるので、別添2の4においても政策立案に資する所得統計の充実(労働所得・非労働所得別の調査状況、所得分布の違い、貧困率等の指標に与える影響等)を検討すべきではないか。

全く盛り込んでいないわけではなく、賃金や所得の変化については重要性を指摘しているので、ご理解いただきたい。

- 雇用労働統計の体系化に関しては、非正規雇用に限らず全体として体系化を検討すべき。また、別添2の3の(3)で「非正規雇用について詳細を把握している」とあるが、これらの調査だけでは十分に把握しているとは言えないのではないか。
- 別添1の4の(2)について、この部分だけに個別調査(就業構造基本調査)の項目に関する指摘が記載されているが、具体的な項目の追加は意見書の内容としては馴染まないのではないか。また、本調査の見直しに当たっては、ワークライフバランス関連の調査項

目の追加を念頭に検討していく予定であるが、これら全てを本調査の中で対応するのは困難と思われるので、方向性としての指摘として頂きたい。

就業構造基本調査のみを取り上げて指摘していく趣旨ではないので、雇用・就業関係の統計全般で把握することを目指していただきたい。

【阿藤座長のまとめ】

別添1の4の(2)については、個別調査(就業構造基本調査)への指摘ではなく、ワークライフバランスの把握に関する一般的な方向性として記述することとしたい。

- 別添1の3の(3)について、ワークライフバランスを把握する統計として縦断調査が挙げられているが、この調査でワークライフバランスの関連項目が把握されていないのではないか。

社会生活基本調査で大規模な標本調査を実施しており、国際比較も可能であるので、生活時間等の詳細については、こちらで調査すべきではないか。

縦断調査の項目について、男性の育児や家事への参加の時間を把握している。

- 就労条件総合調査では、企業の番号が削除されていて利用しにくいといった意見があるが、事業所や企業の番号を削除しないほうが良いのではないか。

当該調査は小規模な標本調査なので、他の統計とマッチングしても僅かな調査客体しか突合しないため、番号を付与することのメリットはほとんど無いと思われる。

- ワークライフバランスに関しては、単純な事実以外にもK6のような意識に関する項目も調査すべきであるが、このような意識に踏み込んだ項目を把握する際には、国際的な基準に沿って信頼性や妥当性といったチェックをする必要がある。

厚生労働省としては健康意識などについてOECDに報告しているが、普段の状況を調べているのか、調査時点のみを調べているのかによってうまく国際比較が出来ない状況である。なお、K6についてはWHOが国際的に示された指標であるので、採用しているところ。

- 効果的に政策を運営するためには、結婚や仕事、生活の質、家族形成といった行動の背景にある意識といったものを理解していく必要がある。意識に関する項目を正確に把握することは大変困難であるが、国民もマスコミも皆が知りたがっている情報なので、政府統計の有用性を広く国民に周知させる意味でも、意識調査の充実を進めるべきである。

統計法は、統計の客観性を確保する観点から意識に関する調査を統計法上の「統計調査」とは扱っていない。また、現行の「統計調査」に満足度等の意識項目を追加することは、技術的な問題も含め、調査項目とするには時間がかかると思われる。

新成長戦略の議論の中で、単に非正規労働者数を減らすことを数値目標とするか、不本意な非正規労働者が正規へ転換することを数値目標とするのか議論になったが、現行では

必要な統計が整備されていなかった。今後も、各方面から同様の要請は増えてくると思われるので、意識項目の拡充は必要である。

【阿藤座長のまとめ】

生活満足度のようなものは、K6のように汎用的で広く国際的に認知された指標があるわけではなく把握には困難が多いが、新成長戦略等の政策判断でも必要な情報とされており、意識・価値観と行動の関係などについては誰にでも理解しやすい項目を追加すべきである。

- 例えば、育児休業などは行政記録情報で得られる。統計情報だけではなく、有用である行政記録情報は効果的に活用すべきである。

(4) その他

次回の会合は8月3日(火)の15:00~17:00に開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>